

登 校 許 可 書

玉川大学

学部

学科

年

組

番

学籍番号：

氏 名：

㊞

上記の学生は、下記疾病が治癒し、感染の恐れがありませんので登校許可を証明します。

感染症名（該当欄に○）

該当	分類	感染症種類	登校禁止期間の基準
	第 1 種	[]	治癒するまで
	第 2 種	インフルエンザ 【特定鳥インフルエンザを除く】	発症した日（急な発熱など）を 1 日と数えて、6 日経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	発症日を含み 6 日を経過し、かつ症状が軽快した後 24 時間を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
	第 3 種	[]	

※[]内には感染症名をご記入ください。

初 診： 年 月 日

登校禁止期間： 年 月 日から 年 月 日まで

登 校 許 可： 年 月 日

年 月 日

医療機関名：

医 師 名：

㊞

学生への注意事項

- ・ 公欠期間最終日の翌日から 7 日以内に教学部授業運営課に本人が提出すること。その際上記医療機関において発行された領収書（写し可）も持参すること。
- ・ 法改正により上表の学校感染症が改正された場合は、改正された感染症を優先とする。